

堺市指定管理者評価表

(評価対象期間： 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)

1 基本情報

(1) 公の施設の名称	
堺市立堺老人福祉センター、堺市立西老人福祉センター	
(2) 施設の設置目的	
無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じ、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため	
(3) 所管部局	
健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課	
(4) 指定管理者名	
社会福祉法人 堺中央共生会	
(5) 指定期間	
令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで (4 年間)	
(6) 主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸室業務 ・ 相談業務 ・ 指導業務 ・ 入浴サービス ・ 各種講座、教室等の開催(健康教養講座、機能訓練等) ・ レクリエーション活動の実施(敬老事業等) 	
(7) 施設分類	(8) 有料施設の有無
社会福祉・医療施設	無
(9) 開場時間	(10) 休館日
9時00分から17時15分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年12月29日～1月3日、 ・ 毎週日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(敬老の日を除く)
(11) 選定方法(公募・非公募の別)	
公募	

次頁以降の各管理運営状況の取組評価については、以下の評価基準により評価を行う。

評価 基準	a	要求水準を上回り、優れた管理運営がなされている
	b	要求水準を満たしており、適正に管理運営がなされている
	c	要求水準を下回る管理運営がなされている
	d	要求水準を大幅に下回る管理運営がなされている

2 管理運営状況

(1) 適正な管理運営の確保

ア 取組評価

	指定管理者	市
市民の平等利用や日常の事故防止、当該業務において回避しなければならないリスクに対して、回避するための具体的な方策を講じているか。	a	b
防犯、事件事故及び災害の発生時又は発生に備えた対応が適切であったか。	a	b
利用者の個人情報の取扱いや情報管理体制は適切であったか。	a	b
仕様書等で定めている人員配置(障害者、高齢者等)は、適切に為されているか。	a	b
人材育成の方針や研修計画等に基づいて、職員の資質や能力の向上を図るために必要な研修を適切に実施していたか。	a	b
施設の設備、器具備品は、適切に管理していたか。また保守点検や法定点検は、適切に実施していたか。	a	c
施設の設置目的や市が定める各種計画等に則って施設の管理運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、設置目的に沿った成果を得られたか。	a	b
利用者への情報提供、広報が適切に行われているか。また効果があったか。	a	b

イ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置、研修、保守、点検、管理運営共に計画どおりに実施出来ていた。 ・個人情報については鍵のある場所に保管し漏れいはなかった。 ・事故防止や事件事故防止の職員の声掛けを定期的に行い未然防止に努められた。 	設備の法定点検において指摘を受けた項目への対応が年度内に終わらず、次期指定管理者と調整し、4月に実施することとなってしまったが、他は要求水準を満たしており、適正に管理運営がなされていた。

(2) 利用者サービスの向上

ア 利用状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理者名	社会福祉法人堺中央共生会	社会福祉法人堺中央共生会	社会福祉法人堺中央共生会
利用者数(単位:人)	63,514	67,617	73,478
稼働率(単位:%)	堺・大広間:54.6 西・大広間:77.6	堺・大広間:58.0 西・大広間:91.4	堺・大広間:54.6 西・大広間:84.3
利用者満足度(単位:%)	堺:73.1 西:77.9	堺:75.8 西:77.1	堺:85.7 西:76.3

イ 取組評価

	指定管理者	市
利用者が利用者しやすい料金の設定や利用区分になっているか。	a	b
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。	a	b
利用者からの苦情、要望への対応が適切に行われ、また、利用者の意見を施設運営やサービスに反映させる取組がなされたか。	a	b
自主事業の実施など施設の設置目的の範囲内で、サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされたか。	a	b

ウ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
<ul style="list-style-type: none"> ・苦情、要望については即時対応できるものは対応していた。 ・利用者の希望を取り入れた自主事業(リース、絵手紙づくり等)も取り入れることができていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場で対応できなかった苦情については適宜市に情報提供し、市もスムーズに対応することができた。 ・令和6年度末で入浴事業を終了することを前提に、新規クラブの創設をめざした自主事業の実施等も一因となり、延べ利用者数及び実利用者数が増加したと評価できる。

2 管理運営状況

(3) 収支

ア 収支状況

(単位:円)

■指定管理業務

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	【参考】 令和6年度(予算)
指定管理者名		社会福祉法人 堺中央共生会	社会福祉法人 堺中央共生会	社会福祉法人 堺中央共生会	社会福祉法人 堺中央共生会
収入	指定管理料	102,859,000	102,859,000	99,029,000	99,029,000
	利用料金	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	その他	666,064	655,886	1,442,035	780,000
	合計	103,525,064	103,514,886	100,471,035	99,809,000
支出	人件費	38,413,771	38,486,780	39,744,154	41,089,000
	委託料	28,830,709	29,026,503	24,856,603	27,623,000
	総支出額に占める 委託料の割合	28.3%	29.6%	25.4%	27.7%
	修繕費	1,729,965	257,190	324,280	1,150,000
	光熱水費	15,437,035	13,333,728	14,704,099	11,115,000
	その他	17,475,234	17,104,014	18,122,473	18,832,000
	合計	101,886,714	98,208,215	97,751,609	99,809,000
収支差額		1,638,350	5,306,671	2,719,426	0
(市への納付金の額)		-	-	-	-

■自主事業

(有)

(単位:円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	【参考】 令和6年度(予算)
収入		29,075	206,600	128,000	176,200
支出		37,658	248,920	128,000	203,200
収支差額		-8,583	-42,320	0	-27,000
(市への納付金の額)		-	-	-	-

イ 取組評価

	指定管理者	市
施設の管理運営に関し、経費を縮減するための十分な取組が図られているか。	a	b
収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。	b	b
当初の収支計画どおりに適切、適正に予算執行がなされているか。	a	b
経理事務は適正に行われているか。	a	b

ウ 評価に関する所見・特記事項

指定管理者	市
収入の増加の取組は行っていない。経費の削減については職員でできる事は行ってきた。収支については毎月の会計事務所からの実績を各センターに報告していた。	収入の増加については、次期指定管理者への備品引継ぎによるものである。支出の削減については、こまめな節電等、経費の削減に取り組んだことで、物価高騰等の影響を受けても収支差益を確保することができたものと評価する。

3 目標管理、総合評価

(1) 目標管理

ア 市が仕様書で定める目標の達成状況

■ 適正な管理運営の確保

指標	目標	実績
事故発生件数(利用者の体調変化以外)	0件	0件

■ 利用者サービスの向上

指標	目標	実績
実利用者を増やし定着させる取組 (令和6年度までに、60歳以上人口に占める実利用者数の割合を令和元年度比で2%増加させる) ※堺センター R1:1.72%→R6:3.72% ※西センター R1:3.36%→R6:5.36%	堺センター 3.72% 西センター 5.36%	堺:1.29% 西:2.64%
高齢者の介護予防に資する取組 (介護予防に資する各種講座・教室等の開催回数)	月8回以上	12か月間達成

■ 収支

指標	目標	実績
経費節減に向けた取組	利用者サービスの増進に努め、最少の経費で最大の効果を上げるように適正な予算執行を図られているか。	物価高騰の影響は大きいですが、利用者サービスの質が維持できる範囲内で運営を実施した。

イ 実績に関する所見・特記事項

指定管理者	市
業務委託費や物価高騰、人件費の上昇等削減出来る手段と上昇率が伴わない中で指定管理料の枠内で黒字で終了出来ているということは実績として評価できるのではと考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生件数については、施設の維持管理を日頃から適切に実施した結果、0件である。 ・利用者サービスの向上について、目標は未達であるが、新規クラブの創設をめざした自主事業を実施しており、実利用者は年々増加している。 ・収支に関しては、職員の創意工夫により支出額を抑えられたことで、指定管理期間最終年度にも関わらず黒字で終了したことは評価できる。

(2) 総合評価

目標の達成状況のほか、管理運営状況も含め、以下の評価基準により総合的に評価を行う。

	指定管理者	所管課
評価	B	B
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者として年度計画どおりに進めるだけでなく利用者がお風呂だけでなく施設の取組に興味をもって参加してもらえるかを念頭に、数多く自主事業を中心としてすすめられた1年であったと考える。 ・入浴事業のない令和7年度を見据えた取組が両センター共にできていたと考える。職員も利用者との信頼関係も構築されておりクレーム等もほぼ無かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「実利用者を増やし定着させる取組」に関して、目標達成できなかったが、入浴事業終了後を見据えた取組を行うことができていた。 ・入浴事業終了に関する利用者からの意見を、信頼関係が構築されているセンター職員が聞き取りを行うことで、市に対する意見が想定より少なかった

評価基準	A	仕様書で求める目標や水準を上回る管理運営がなされ、優良であるもの
	B	概ね仕様書で求める目標や水準どおり(80~100%)の管理運営がなされ、適正であるもの
	C	管理運営が仕様書で求める目標や水準を下回っており、努力が必要であるもの
	D	管理運営が適切に行われたとは認められず、改善が必要であるもの